

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	弘前市教育委員会
指定したモデル地域名	青森県弘前市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 26 年 1 月 31 日現在）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
12 園	38 校	17 校	10 校	0 校	4 校	69 校・12 園

<参考> 保育園（所）数：65 園（所）、児童発達支援センター等の施設：0 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

弘前市は、昭和23年に青森県内の他市町村に先駆けて身体虚弱児学級を、そして昭和42年に東北地方で2番目の言語障害学級を設置した。平成24年度には、県内2番目となる中学校LD・ADHD通級指導教室を開設し、隣接する市教育センター内に設置した。

本事業の実施にあたり、3つの中学校区において、主に合理的配慮協力員（弘前市では「学びの協力員」という呼称を使用しているため、以下「学びの協力員」という。）の配置及びICT機器を活用した実践的研究を行った。

- ① LD・ADHD通級指導教室を開設し、市内全域の特別支援教育のセンター的な役割を担っている中学校区や、日常的にICT機器を活用した授業を実践的に行っている教員がいる中学校区における研究。
- ② 言語、あるいはLD・ADHD通級指導教室を設置し、市内全域の特別支援教育のセンター的な役割を果たすとともに、病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級）を設置し、医療機関と連携しながら専門的支援を行っている中学校区や、日常的にICT機器を活用した授業を先導的に行っている教員がいる中学校区における研究。
- ③ 計画的かつ継続的に特別支援学級間で交流学習会を行い、ICTの専門的な知識を有する教員が複数配属されており、積極的にテレビ授業システムによる交流授業を行っている中学校区における研究。

## 2. 取組の概要

### 【教育委員会が行った取組や工夫】

市教育委員会は、児童生徒に対する合理的配慮に関して、学校や教員への助言や支援を行うため、特別支援学校及び公立小・中学校長などを歴任し、学校教育においてリーダー的な役割を担ってきた者など、高度な知識と豊富な経験を有する者を学びの協力員として8名委嘱した。

また、学びの協力員の人的ネットワークを有効に活用し、3つのモデル中学校区を中心に、学びの協力員がパイプ役となって域内の県立特別支援学校や医療機関等とのネットワークづくりを進めた。さらに、インクルーシブ教育システム構築に取り組みやすいよう、モデル中学校区を中心に、検討会の新設や校内研修のサポートなど市教育委員会事務局が全面的に支援した。

### 【モデル地域内における取組】

主に、学校や教員に対して、児童生徒に対する合理的配慮に関する助言や支援のほか、3つのモデル中学校区において、学びの協力員がパイプ役となりそれぞれ異なるICT機器を活用した合理的配慮の在り方に関する実践的研究を行った。取組例は以下のとおり。

① 通常学級において特別な支援を必要とする児童生徒に対して、タブレット端末を活用した学習支援の在り方に関する実践的研究を行った。タブレット端末を使用しながら、協働学習システムを活用した双方向型の授業を実施した。

② 特別支援学級等において、タブレット端末を活用した合理的配慮に関する実践的研究を行った。有効なアプリケーションや効果的な指導プログラムに関して検討するために、月1回定例会を開催した。実践成果と課題をまとめた「ICT機器活用研究報告書」を作成することによって、今後の一層の支援の充実につなげていくことができた。

また、中学校区内にある病弱特別支援学級（院内学級）と在籍校において学びの協力員がパイプ役となり、県立の特別支援学校のテレビ授業システムのノウハウを活用した交流授業を定期的実施した。

③ 特別支援学級において、テレビ授業システムを通じて、5校同時中継による交流学习を実施した。

また、病弱特別支援学級（院内学級）では、教材のアプリケーションをタブレット端末に入れて、学びの協力員と担当教員が連携しながら、病室に居ながらも学習できるといった、学習環境の研究を行った。

### 3. 成果及び課題

本事業を通じて得られた成果としては、主に以下の4点である。

- ① 本事業を通じて、校内にインクルーシブ教育推進委員会を自主的に設置した学校や同じ中学校区内の特別支援学級担当教員による検討会を継続的に開催し、合理的配慮のための効果的なICT機器活用研究や特別支援教育に関する情報交換を行うなど、モデル中学校区を中心に「インクルーシブ教育」の理念や取組に対する意識と理解が浸透し始めている。
- ② モデル中学校区以外の小・中学校からも学びの協力員の派遣を希望する声が多かった。児童生徒一人一人のニーズを把握し、合理的配慮の実践に向け、インクルーシブ教育の推進への取組を進めていきたいという学校（教員）の理解と意識が高まり始めている。
- ③ 学びの協力員がパイプ役となり、域内の教育的資源を有効に活用し、市立小・中学校と県立特別支援学校や医療機関等をつないだ取組を行うことができた。特に、テレビ授業システムの活用では、学びの協力員がコーディネーター役となって県立の特別支援学校の持つノウハウや助言を得ながら進めることができた。今後は、他の中学校区での導入も視野に入れながら、県立の特別支援学校と連携した交流授業が行うなど、児童生徒のニーズに合わせた、多様な授業展開が期待できる。
- ④ 学びの協力員の活動により合理的配慮事例が蓄積されたことから、市独自の事例のデータベース化も可能となった。

一方、課題としては、本事業の開始時期が7月からであったため、学びの協力員の活動期間が短くなり、各校でのインクルーシブ教育の理念の浸透、さらには、本事業の進行管理にあたり学校との連絡調整の体制づくりなどに課題が残った。

また、個別の児童生徒に対する合理的配慮の在り方を検討する上で、医療機関、福祉関係機関、県立の特別支援学校などとの連携が難しい場合もあった。

今後は、学びの協力員がこれまで以上にコーディネーター的な役割を果たすことできるような仕組みを構築することや、平成25年度に設置した弘前市インクルーシブ教育運営協議会の在り方を見直し、様々な教育関係者から意見を聴取し、情報を共有できるよう、日常的に連携していくための組織体制づくりなどを検討する必要がある。

今後とも、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する、より充実した支援を継続していくためには、インクルーシブ教育推進のビジョン構築と仕組みづくりが極めて重要であると考えており、平成26年度は、学びの協力員の派遣を全市立小・中学校へ拡大するとともに、インクルーシブ教育の理念や取組を市民に対して普及啓発する事業を実施していきたいと考えている。